厚生労働行政推進調査事業費補助金
（地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業）
令和2年度　分担研究報告書
日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究
「東アジア各国と日本の公的年金制度に関する予備的考察」

研究分担者　佐藤格　国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨
東アジア各国では高齢化が急速に進んでおり、その中で公的年金制度の重要性が増してきている。特に東アジア各国は、65 歳以上人口割合の倍加年数が欧米諸国と比べて非常に短いという特徴を持つ。これは公的年金制度のあり方を検討するには非常に重要なポイントとなる。高齢者が少なければ公的年金制度の果たす役割は比較的小さなものにとどまるのに対して、高齢者が多ければ、公的年金は高齢者の生活を支える非常に重要な役割を果たすことになり、同時に支え手となる現役世代の負担も重いものになってしまう。倍加年数が短ければ、そのわずかの期間の間に公的年金の役割が急激に大きくなるため、制度の早急な整備を行うとともに、給付と負担のバランスにも考慮することが重要となる。
制度が大きく異なるところもあり、比較が十分ではない部分もあるが、高齢化に伴う財政悪化に対応するため、各国ともさまざまな対応を行っている様子が窺える。しかし倍加年数が欧米諸国と比べて非常に短いため、現時点では年金制度が黒字を発生させているような状態でも、今後制度改正が予定されているにもかかわらず、短期間のうちに赤字になることが予測されている韓国のような国もある。このような急速な高齢化に対応するためには、年金財政の長期的な見通しを、いくつかのシナリオを元に計算することと、さらにはその前提となる経済や人口に関する長期的な予測が不可欠であろう。

A．研究目的
東アジア各国では急速な高齢化が進む中で、公的年金制度の重要性はさらに高まっている。一方で高齢化のスピードが非常に速いため、給付と負担のバランスや制度の持続可能性など、制度の根幹にかかわる問題が数多く存在している。各国の年金制度や人口構造についての比較を行い、このような問題を解決するための分析に資する情報を収集することが目的である。

B．研究方法
日本・中国・韓国・モンゴルの 4 か国について、公的年金制度に関するさまざまな情報を収集する。具体的には制度の沿革、給付と負担の要件、給付水準等である。併せて各国の 3 区分別人口の推移、高齢化率についてもデータ収集を行い、高齢化と公的年金制度のあり方について検討を行う。
（倫理面への配慮）
特になし。

C．研究結果

日本であれば2004年改正とそれに続く適用拡大等、中国では賦課方式と積立方式を組み合わせた制度のあり方、韓国では急速な少子高齢化の進展を見越した所得代替率の引き下げ、モンゴルでは支給開始年齢の引き上げや保険料率の引き上げ等、各国ともに少子高齢化への対応を積極的に行っている状況が明らかになった。

D．考察

年金の支え手となる現役世代が相対的に減少し、年金の受け手となる引退世代が相対的に増加している傾向が見られる。高齢化率を見ても、モンゴルを除く3か国では高齢化率が上昇してきており、特に日本と韓国では1990年代から、中国でも2010年代から上昇のスピードが加速している。また、中国は今回分析の対象としている4か国の中でも圧倒的に人口が多く、高齢者の占める割合もさることながら、高齢者の数自体の増加が年金制度や経済において大きな課題になることが予想される。

今後の年金制度の改正を検討することは、高齢化が急速に進む韓国はもちろん、元々の人口規模が非常に大きい中国においても非常に重要であろう。

E．結論

各国で制度が大きく異なるところもあり、比較が十分ではない部分もあるが、高齢化に伴う財政悪化に対応するため、各国ともさまざまな対応を行っている様子が窺える。

しかし冒頭でも述べたように、アジア各国においては、65歳以上人口割合の倍加年数が欧米諸国と比べて非常に短いことが知られている。そのため、現時点では年金制度が黒字を発生させているような状態でも、今後制度改正が予定されているにもかかわらず、短期間のうちに赤字になることが予測されている韓国のような国もある。このような急速な高齢化に対応するためには、年金財政の長期的な見通しを、いくつかのシナリオを元に計算することと、さらにはその前提となる経済や人口に関する長期的な予測が不可欠であろう。

G．研究発表

1. 論文発表

なし。

2. 学会発表

なし。

（発表誌名巻号・頁・発行年等も記入）

H．知的財産権の出願・登録状況
（予定を含む。）

1. 特許取得

なし。

2. 実用新案登録

なし。

3. その他

なし。

厚生労働行政推進調査事業費補助金
（地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業）
令和3年度　分担研究報告書

日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究
「日中韓の公的年金に関するモデル分析」

研究分担者　佐藤格　国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

東アジア各国はいずれも急速な少子高齢化が進んでおり、公的年金制度も少子高齢化への対応が迫られている状況にある。日本は 2004 年改革で保険料固定方式に移行することで、現役世代の負担が過重になることを防ぎつつ、マクロ経済スライドにより給付水準の適正化を目指した。また中国は、公的年金制度の一部に積立方式を用いていることで、高齢化の影響を一部軽減できているものと思われる。あるいは韓国では、近年無年金・低年金への対策を進めているほか、今後の急速な少子高齢化に備えて、支給開始年齢の引き上げや所得代替率の引き下げが予定されている。

少子高齢化が避けられない中、また長寿化により引退後の生活における年金の役割が高まる中、持続可能な年金制度を構築することは不可欠である。本稿では各国における年金制度の収支について統計データを収集し、簡単なモデルにより試算することで、その特徴を明らかにした。2020 年時点では、韓国は年金保険料収入が年金給付額の約 2 倍の水準にあるが、中国でははじめて年金保険料収入が年金給付額を下回った。今後の急速な高齢者数増大に対応する必要がある。

A．研究目的

少子高齢化が進む日本・中国・韓国において、引退後の生活を支える公的年金の役割はますます大きくなる一方で、支え手の減少に伴い、年金財政は厳しさを増すことが想定される。そこで日中韓それぞれの国における公的年金制度にはどのような特徴があるのかを分析することが本研究の目的である。

B．研究方法

各国の公的年金を年金財政の側面から捉え、来年度予定しているシミュレーションに向けて、制度の特徴を取り入れたモデルを構築した。併せて年金財政に関する被保険者・受給者・保険料率等の時系列データと、人口に関するデータを収集･整理した。

（倫理面への配慮）該当なし。

C．研究結果

日本においては財政検証がデータやプログラムを詳細に公開しているため、結果は財政検証を参照されたい。一方で中国や韓

国はそのようなデータが公開されていないことから、本研究にて結果を示す。

中国では表 1 に示すように、2020 年において収入が 49,229 億元、支出が 54,657 億元となり、初めて支出が収入を上回った。また、中国の都市就労者基本年金保険においては、近年支出額の増加が著しく、基金残高は十分にあるものの、2020 年における支出額は収入額をわずかに上回っている状況にある。ただし積立金の残高は 58,075 億元である。“World Population Prospects 2019”における 20～59 歳人口と 60 歳以上人口をもとにした被保険者数と受給者数、またその際の収入額と支出額を機械的に計算した上で基金残高を求めると、2020 年代半ばに基金の残高が枯渇することも考えられる。

韓国では表 2 に示すように、2020 年において保険料収入が 512,172 億ウォン、年金給付が 256,541 億ウォンとなっている。韓国は制度導入が比較的遅かったこともあり、受給者数や年金給付額の伸びは著しいものの、現在もなお年金保険料収入は年金給付額の約 2 倍の水準にある。

D．考察

中国では2020 年に収入が支出を下回り、今後の少子高齢化に向けて、さらなる対応が不可欠である。短期的には国庫負担の増加などにより対応は可能と考えられ、また 2 階部分は有期の積立方式であることから、制度自体が受ける影響は多少軽減されると考えられるが、一方で受給者個人にとっては、長期化する引退後の生活の中で、どのように生計を維持していくのかということを改めて検討することが必要になるだろう。また韓国については今後の少子高齢化を見越して、所得代替率の引き下げや支給開始年齢の引き上げを進めている。ただしやはり少子高齢化による支え手の減少はいずれの国においても大きな課題であり、将来の年金財政の健全性については、定期的に検証することが不可欠であろう。

E．結論

各国ともに直面している少子高齢化に対応し、公的年金制度を持続可能なものとするためにさまざまな施策が講じられている。年金財政のモデル化はいずれの国でも可能であり、本研究では引き続き、さまざまなパラメータの変化がもたらす年金財政の将来の姿を計算していくことを予定しているが、それとともに、各国において日本の財政検証のような公式試算が公開され、年金財政の健全性が明らかにされることが望ましいと考えられる。

G．研究発表

1．論文発表
なし。

2．学会発表
なし。

H．知的財産権の出願・登録状況
（予定を含む。）

1. 特許取得
なし。

2. 実用新案登録
なし。

3.その他
なし。

表 1 中国年金制度収支

	Basic Endowment Insurance		
	Revenue	Expenses	Balance
1990	178.8	149.3	97.9
1995	950.1	847.6	429.8
2000	2278.5	2115.5	947.1
2001	2489.0	2321.3	1054.1
2002	3171.5	2842.9	1608.0
2003	3680.0	3122.1	2206.5
2004	4258.4	3502.1	2975.0
2005	5093.3	4040.3	4041.0
2006	6309.8	4896.7	5488.9
2007	7834.2	5964.9	7391.4
2008	9740.2	7389.6	9931.0
2009	11490.8	8894.4	12526.1
2010	13872.9	10755.3	15787.8
2011	18004.8	13363.2	20727.8
2012	21830.2	16711.5	26243.5
2013	24732.6	19818.7	31274.8
2014	27619.9	23325.8	35644.5
2015	32195.5	27929.4	39937.1
2016	37990.8	34004.3	43965.2
2017	46613.8	40423.8	50202.2
2018	55005.3	47550.4	58151.6
2019	57025.9	52342.3	62872.6
2020	49228.6	54656.5	58075.2

単位：億元

出典：中国统计年鉴(http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2021/indexch.htm)より作成。

表 2 韓国年金制度収支

	収入合計	年金保険料	運用収入	補助金等	支出合計	年金給付	管理運営費等	収支差	積立金残高
1988	5,350	5,069	271	10	3	3	0	5,347	5,279
1989	7,404	6,279	1,085	40	57	57	0	7,346	12,342
1990	10,486	8,340	2,136	10	426	426	0	10,060	22,109
1991	13,338	9,848	3,480	10	1,109	1,109	0	12,229	33,795
1992	17,308	12,234	5,074	0	2,295	2,165	130	15,013	48,128
1993	33,644	26,394	7,250	0	3,474	3,331	143	30,170	76,881
1994	44,676	33,258	11,418	0	5,346	5,191	155	39,330	114,952
1995	55,430	39,663	15,767	0	7,713	7,555	159	47,717	161,173
1996	69,175	49,436	19,739	0	11,353	11,176	177	57,821	218,507
1997	78,650	56,757	21,873	20	15,070	14,855	215	63,580	284,916
1998	124,763	78,407	46,356	0	24,648	24,397	251	100,115	377,023
1999	146,922	93,672	53,240	10	39,537	38,720	818	107,385	472,396
2000	135,861	103,776	32,055	30	16,888	16,070	817	118,973	615,876
2001	181,402	120,690	60,692	20	16,667	15,693	974	164,735	780,565
2002	203,198	138,180	64,998	20	20,303	19,153	1,150	182,895	963,396
2003	228,171	156,109	72,062	0	24,573	23,284	1,289	203,598	1,166,945
2004	275,612	171,433	102,989	1,190	32,406	29,140	3,266	243,206	1,410,080
2005	269,074	185,436	82,378	1,260	39,600	35,849	3,751	229,474	1,639,486
2006	304,216	201,523	101,043	1,650	47,570	43,602	3,968	256,646	1,896,065
2007	355,261	216,702	137,190	1,370	55,936	51,826	4,110	299,325	2,195,400
2008	225,853	229,855	-4,191	189	66,978	61,808	5,170	158,875	2,354,325
2009	500,843	238,582	262,462	-200	78,719	74,719	4,000	422,124	2,776,424
2010	554,295	252,857	301,058	380	90,812	86,359	4,453	463,484	3,239,908
2011	351,892	274,346	76,717	829	103,118	98,189	4,930	248,774	3,488,677
2012	551,681	301,277	249,916	488	120,682	115,508	5,174	431,000	3,919,677
2013	486,278	319,067	166,513	699	136,410	131,128	5,282	349,869	4,269,545
2014	571,987	340,775	230,326	886	143,304	137,799	5,504	428,684	4,698,229
2015	582,557	364,261	217,414	882	157,545	151,840	5,705	425,012	5,123,241
2016	636,277	390,359	245,439	479	176,527	170,682	5,845	459,750	5,582,991
2017	830,505	417,849	411,941	715	197,074	190,839	6,235	633,431	6,216,422
2018	385,347	443,735	-58,671	284	213,958	207,527	6,431	171,389	6,387,811
2019	1,213,056	478,001	734,247	809	234,329	227,643	6,685	978,727	7,366,538
2020	1,234,331	512,172	721,437	722	263,593	256,541	7,052	970,738	8,337,276

単位：億ウォン

出典：国民年金財政現況（https://www.index.go.kr/potal/stts/idxMain/selectPoSttsIdxSearch.do?idx_cd=2764）より作成。

厚生労働行政推進調査事業費補助金
（地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業）
令和４年度　分担研究報告書
日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究
「日中韓の年金制度に関する比較分析」

研究分担者　佐藤格　国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨
日中韓３か国の公的年金制度についての比較を行う。３か国ともに急速な少子高齢化の中にあり、公的年金制度の持続可能性を確保していくために、定期的な制度の健全性の確認や見直しが求められる状況にある。本稿では各国の状況を、歴史・枠組み・給付・負担・財政状況といった観点から確認しつつ、各国が公的年金制度を持続可能なものとして維持していくために将来求められるであろう改善の方向性についても検討した。

※別添論文「日中韓の年金制度に関する比較分析」

A．研究目的

急速な少子高齢化の進展に伴い、公的年金制度は各国ともに改革の必要に迫られている部分がある。そこで、日中韓３か国の公的年金制度について比較を行いながら、今後の改革の方向性を検討することが本稿の目的である。

B．研究方法

研究会にて示された各国の施策表をベースとしながら、各国の公的年金制度が置かれている状況を整理する。その中で、各国が将来的に取り組むべき課題を明らかにする。

（倫理面への配慮）該当なし。

C．研究結果

日本においては、いち早く保険料水準の固定化、マクロ経済スライドによる自動的な調整といった仕組みを取り入れ、安定的で持続可能な制度の構築を果たしているが、非正規雇用者への厚生年金の適用拡大や、国民年金と厚生年金の間でマクロ経済スライド適用期間の差が発生する問題など、新たな課題もあり、さまざまな改善を求められている状況は続いている。

中国では、皆年金ではないことや、被保険者が自由に選択できる保険料が低い水準にとどまっていること、財政状況の健全化を確認する公式の方法がないことなどが将来問題になりうるものと考えられる。

韓国では、今後の少子高齢化により、急速に年金財政が悪化すると予測されていることが最大の問題である。

D．考察

少子高齢化への対応は各国それぞれに取り組んでいるとは考えられる。ただしその対応の強度はさまざまであり、必ずしも十

分な対応ができているとはいえないような部分も見られる。たとえば中国であれば、支給開始年齢の引き上げは急務であり、また加入や拠出への動機を強めるような制度設計も必要であろう。韓国であれば、国民年金の保険料率引き上げが検討課題になるだろう。

Ｅ．結論

　公的年金制度は引退後の生活を支える非常に重要な仕組みである。各国ともに経済社会の変化に対応し、さまざまな改革を進めているが、必ずしも十分でないと思われる部分もある。引退後の所得保障を実現するために、公的年金制度を持続可能なものとできるよう、さらに検討を進めていくことが必要である。

Ｇ．研究発表

１．論文発表

　　なし。

２．学会発表

　　なし。

（発表誌名巻号・頁・発行年等も記入）

Ｈ．知的財産権の出願・登録状況
　　（予定を含む。）

1. 特許取得

　　なし。

2. 実用新案登録

　　なし。

3.その他

　　なし。